平成２２年（フ）第７１号
兵庫県明石市大久保町西島768―17
債務者　坂本　隆治
1　決定年月日時　平成22年３月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第７６号
兵庫県明石市藤が丘２丁目26―17
債務者　山口　武志
1　決定年月日時　平成22年３月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２１年（フ）第８４４号
奈良市中登美ヶ丘１丁目1994番地の３　中登美団地Ｄ24―301号
債務者　古園　用一
1　決定年月日時　平成22年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第２２号
奈良県生駒郡安堵町大字東安堵55番地の１　センチュリーアスカⅡ―306号
債務者　篠原　妙子
1　決定年月日時　平成22年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第３９号
奈良市南紀寺町５丁目63番地の５　大久保方
債務者　升田　葉子（旧姓山田）
1　決定年月日時　平成22年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第４６号
奈良県天理市櫟本町786番地
債務者　和田　　茜（旧姓初澤）
1　決定年月日時　平成22年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第７７号
奈良県大和郡山市小林町414番地72
債務者　浦谷正太郎
1　決定年月日時　平成22年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第７８号
奈良県大和郡山市小林町414番地72
債務者　木治由紀子
1　決定年月日時　平成22年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第２号
山口県下関市安岡駅前１丁目２番５―402号　ハーベストハイツ
債務者　濱崎恵美子
1　決定年月日時　平成22年３月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２２年（フ）第３０号
富山市中川原281番地
債務者　小俣　隆子
1　決定年月日時　平成22年３月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月12日まで
富山地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１６号
福岡県築上郡上毛町大字上唐原1302番地７
債務者　小畑　啓介
1　決定年月日時　平成22年３月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月12日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２２年（フ）第４７号
千葉県松戸市幸谷296番地の１　ファーストステージ202号
債務者　石川　恵治
1　決定年月日時　平成22年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月13日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第８２号
千葉県鎌ケ谷市鎌ケ谷４丁目６番31号
債務者　稲葉　雅彦
1　決定年月日時　平成22年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月13日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第１０６号
千葉県松戸市上本郷422番地シティハウスタワー36―505号
債務者　西山　良子
1　決定年月日時　平成22年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月13日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第１０９号
千葉県野田市桐ケ作1063番地２
債務者　坂　　信雄（旧姓伴）
1　決定年月日時　平成22年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月13日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第１１９号
千葉県松戸市松戸新田322番地の18　フラワーパレス203号
債務者　橋本　民子
1　決定年月日時　平成22年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月13日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第１２４号
千葉県松戸市牧の原２番地の19　牧の原公団住宅１街区22棟115号
債務者　吉井　　勇
1　決定年月日時　平成22年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月13日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部